

様式第1号—2 (第4条関係)

火薬類(仕掛煙火)の種類及び数量

仕	種類	商品名	※消費方法による分類	数量(個・台)	備考
掛 煙 火					

- 備考 1 ※印欄は、種類が小型煙火の場合に次表の分類欄から選択し記入すること。
 2 計画する小型煙火は、製品の名称、形状、火の粉の飛散範囲等を明示した資料を添付すること。

小型煙火の種類	燃焼の仕方	分類	保安距離
噴出、回転、推進、及び音・光 (噴水、火車、爆竹、縄火等) で発射薬を使用しないもの	設置固定した場所から動かないもの	A	煙火製造・販売業者等が発行する煙火仕様書に示された最大飛散距離の2倍以上とする。 ただし、20m未満の場合は最小距離20m以上を確保する。
	限定された範囲内で推進するもの	B	
球状若しくは円筒形の星等(乱玉、トラ、花束等)及び球状若しくは円筒状の煙火部品(小割、音、飛翔、笛等)を発射薬を使用して連続的に打ち揚げるもの	星等を打ち揚げて、二次点火しないもの	C	
	煙火部品(内筒等)を打ち揚げて、二次点火するもの	D	煙火製造・販売業者等が発行する煙火仕様書に示された最大飛散距離の2倍以上とする。 ただし、その距離が40m未満の場合は最小距離40m以上を確保する。

備考 1 最大飛散距離とは、消費地点と火の粉等の飛散物が到達する地点を結ぶ最大水平距離のこと。